

# デイサービスセンター はやかわ

## 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士厚生会が開設するデイサービスセンター はやかわ（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態もしくはそれに相当する高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### (運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業は、県条例、県規則、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に第1号通所事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
  5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
  6. 総合事業サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業もしくはそれに相当するサービスを提供する。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
デイサービスセンター はやかわ

### (事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
山梨県南巨摩郡早川町草塩88番地

### (事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人（常勤兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、看護職員 1人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置、看護業務全般を行う。

四、機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の家庭環境や心身の状況等を十分に踏まえて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

五、介護職員 4人以上

介護職員は第1号通所事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して、適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 月～金曜日、祝日は営業、ただし年始1日～3日休業とする。
- 二、営業時間 午前 8時00分から午後5時00分までとする。
- サービス提供時間 午前 9時15分から午後3時31分までとする。

(運営形態及び利用定員)

第8条 地域密着型・一単位18名の第1号通所事業の運営を行う。

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業もしくはそれに相当するサービスの内容)

第9条 第1号通所事業もしくはそれに相当するサービスの内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア、排泄の介助
- イ、移動の介助
- ウ、養護（休養）
- エ、その他必要な身体の介護

二、健康状態の確認

三、機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。ア、日常生活動作に関する訓練

- イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ、グループワーク
- エ、行事的活動
- オ、体操
- カ、趣味活動

四、送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により事業所と居宅間の送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への乗降及び移動の介助を行う。

五、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

- ア、一般浴槽による入浴
- イ、特殊浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

- ア、衣類着脱
- イ、身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ、その他必要な介助

六、食事サービス

- ア、準備、後始末の介助
- イ、食事摂取の介助
- ウ、その他必要な食事の介助
- エ、調理

七、相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ、福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ、住宅改修に関する情報提供
- エ、その他の必要な相談、助言

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業計画の作成等)

第10条 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にサービス計画を作成する。また、すでに介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。

2. 個別サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
3. 利用者に対し、個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の利用料)

第11条 本事業所が提供する第1号通所事業もしくはそれに相当するサービスの利用料は、厚生労働大臣および早川町が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とする。但し、利用者又はその家族の自由な選択により提供される次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用を徴収する。

自動車利用の場合通常の事業の実施地域を超える距離1キロメートルごとに50円(片道)

二、利用者の希望により、通常要する時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用の

うち、居宅介護(支援)サービス費用基準額を超える額。 延長1時間につき 500円

三、食材料費 昼食代及びおやつ代 500円(おやつ代50円含む)

四、紙おむつ代(紙パンツ式のもの) 実費

五、前各号に掲げるものの他、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 実費

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金又は口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

早川町とする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業もしくはそれに相当するサービスを提供した際には、その提供日及び内容、利用者にとって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業者としての雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 提供した介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業もしくはそれに相当するサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事

実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業もしくはそれに相当するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 17 条 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業もしくはそれに相当するサービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第 18 条 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業もしくはそれに相当するサービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速かに主治医又は協力医療機関に連絡するなど、適切な措置を講ずる。

2. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なわない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合は理由を記録しなければならないものとする。

(非常災害対策)

第 19 条 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業もしくはそれに相当するサービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。消防法第 8 条の規定する防火管理者を配置し、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画を策定する。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 20 条 利用者は、次に掲げる事項の遵守に努めること。

- 一、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二、火気の取り扱いに注意すること。
- 三、けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四、その他利用上必要な指示に従うこと。

(虐待の防止のための措置に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2)継続研修 年 2 回以上

(運営推進会議の設置及び運営)

第 23 条 施設は、早川町職員（早川町福祉保健課）、地域住民の代表（民生委員）、施設の代表（施設長）、利用者家族の代表、利用者の代表で構成される運営推進会議を設置し、概ね年 2 回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2. 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。